

課長	課長補佐	副参事	係長	係

支所長	課長	課長補佐	係長	係

高知県指令23高西林第1212号



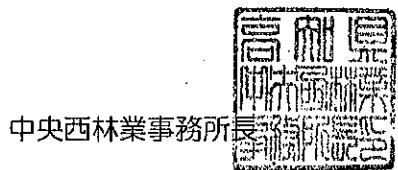
補助金交付決定通知書

資料1-S

いの町 様

平成23年9月21日付けで申請のあった平成23年度高知県森林整備加速化事業費補助金については、下記条件により金 4,881,000円を交付することに決定したので通知する。

平成23年9月21日



記

- 補助金の交付の対象となる事業は、平成23年9月21日付けで申請のあった平成23年度高知県森林整備加速化事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 補助事業者は、この補助金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等に従わなければならない。
 なお、補助事業の実施に当たっては、高知県補助金等交付規則第4条第1項ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者及び契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- 補助金交付の条件は、前記1と2に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
 - 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
 - 補助事業者は、補助対象事業により設置した施設等については、別表に定める期間において、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。この場合において、処分制限期間内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
 - 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産が処分制限期間及び転用等制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って、当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならないこと。ただし、公用、公共用又は天災地変その他やむを得ない事由のため、これによりがたい場合は、知事に協議することができること。

- (6) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助対象事業終了の翌年度から起算して5年間備え、保管しておかなければならないこと。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産であって処分制限期間を経過しないものについては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した要領別記第7号様式による財産管理台帳を備え、かつ、必要な関係書類を保管しておかなければならないこと。この場合において、財産管理台帳は、実績報告書に添付し、報告すること。
- (7) 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならないこと。
- (8) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額（実績報告において要綱第4条第2項の規定により減額した事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該補助金を県に返還しなければならないこと。

別表

施設等	転用制限基準	
	転用制限期間	補助金返還範囲内容
除間伐	補助金交付年度の翌年度から起算して5年。 ただし、高知県森林整備加速化事業費補助金実施要領第4の1の(5)のAに該当する場合は10年	当該林地について、その全部が転用されたとき（当該林地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該林地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は立木竹の全面的な伐採除去を行った場合 全 部
		当該林地について、その一部が転用されたとき（当該林地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該林地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は一部について立木竹の伐採除去を行った場合 一 部
作業道	補助金交付年度の翌年度から起算して5年	当該作業道について、その全部が転用され若しくは用途変更され、又は補助目的を達成することが困難となったとき
		当該作業道について、その一部が転用され若しくは用途変更され、又は補助目的を達成することが困難となったとき

高知県中央西林業事務所長 様

補助事業者 いの町長 塩田 始

平成23年度高知県森林整備加速化事業費補助金交付申請書

平成23年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県森林整備加速化事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により補助金4,881,000円を交付されたく申請します。

記

1 事業の目的 手入れの行き届いていない森林を整備し、森林の持つ公益的機能の増進を図る。

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要する (又は要した) 経費 (A)+(B)	負担区分			備 考
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
間伐	円 6,817,700	円 6,817,700	円 4,881,000	円 1,936,700	円 0	
除間伐（切捨て）	6,817,700	6,817,700	4,881,000	1,936,700	0	
除間伐（搬出集積）						
関連条件整備 林内路網整備						
中核作業道整備						
関連条件整備						
基幹作業道整備						
関連条件整備						
作業道整備						
関連条件整備						

(注) 1 「区分」欄の事業費内訳は、別表第1の事業種目により記入してください。

2 補助事業者が市町村以外の場合は、補助事業に要する（又は要した）経費は、(A)+(B)+(C)としてください。

(2) 事業計画

事業区分	事業種目	事業実施主体名	施工箇所名	区分	構造規格 又は規模	事業量	単価	事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要 する(又は要 した)経費 (A)+(B)	経費内訳			工期		備考
										県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手 (予定) 年月日	完成 (予定) 年月日	
間伐	除間伐(即捨て)	いの町	いの町	不良木の淘汰		36.43ha	134,000	6,817,700	6,817,700	4,881,000	1,936,700	0	H23.10.11	H24.1.31	
	除間伐(搬出集積)														
	関連条件整備														
林内路網整備	小計					36.43ha		6,817,700	6,817,700	4,881,000	1,936,700	0			
	中核作業道整備														
	関連条件整備														
	基幹作業道整備														
	関連条件整備														
	作業道整備														
	関連条件整備														
小計															

(注) 1 「事業種目」欄及び「区分」欄は、別表第1の区分によってください。ただし、作業道については、路線ごとに記入してください。
 2 「施工箇所名」欄は、作業道については、路線名を記入してください。
 3 補助事業者が市町村以外の場合は、補助事業に要する(又は要した)経費は、(A)+(B)+(C)としてください。

3 事業完成（予定）年月日

平成24年1月31日

4 収支予算

(1) 収入

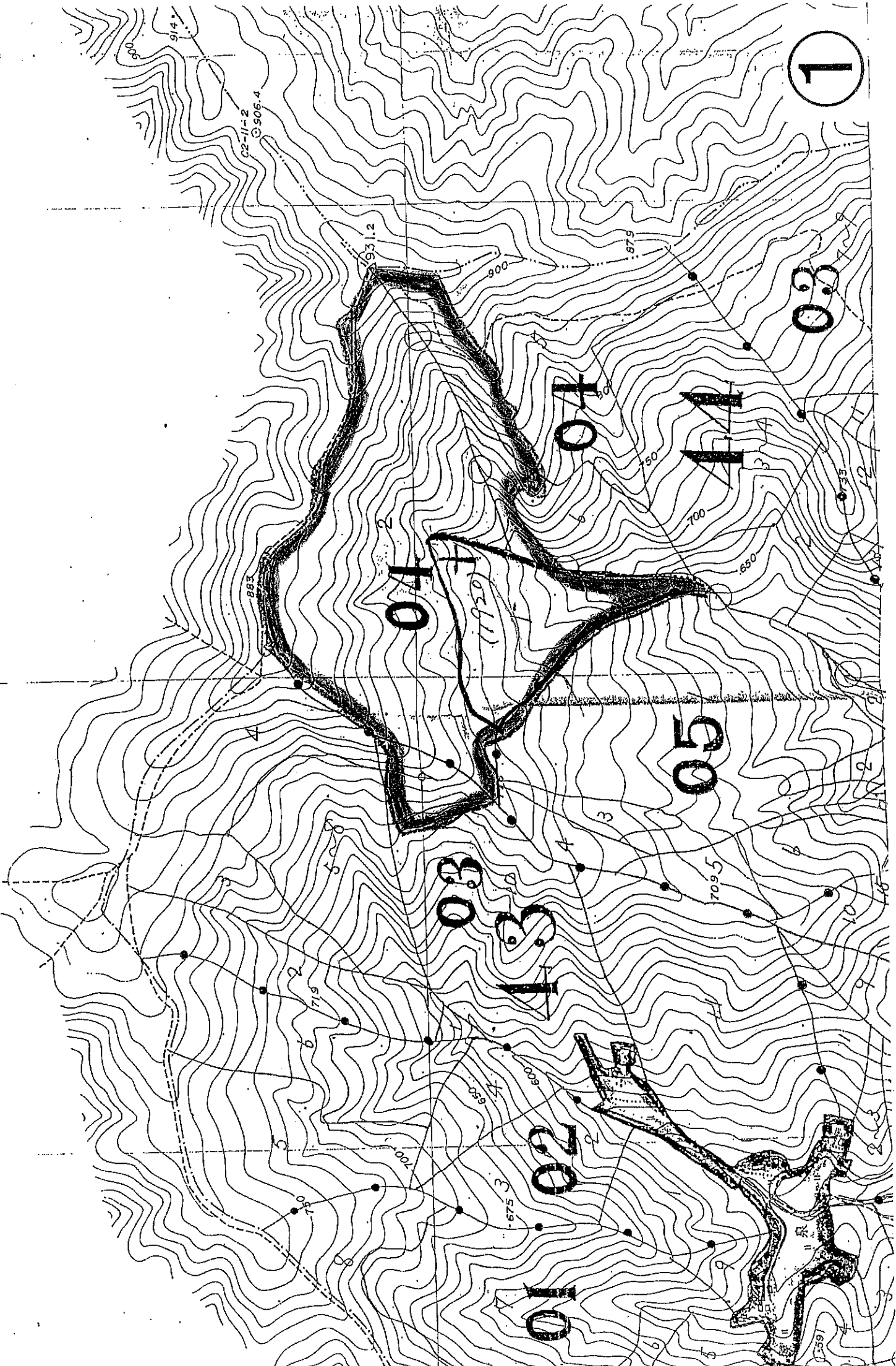
区 分	予 算 額	備 考
県補助金	4,881,000	
市町村負担金	1,936,700	
その他負担金	0	
計	6,817,700	

(2) 支出

区 分	予 算 額	備 考
委託料	6,817,700	
計	6,817,700	

5 添付書類

- (1) 補助金交付に関して市町村が定める要綱等
- (2) 施行箇所及び区域を記した図面（50,000分の1及び5,000分の1の施業図）
- (3) 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合は、別紙



01

02

03

05

04

04

03

04

C2-11-2
906.4

914.4

931.2

792.0

883

850

700

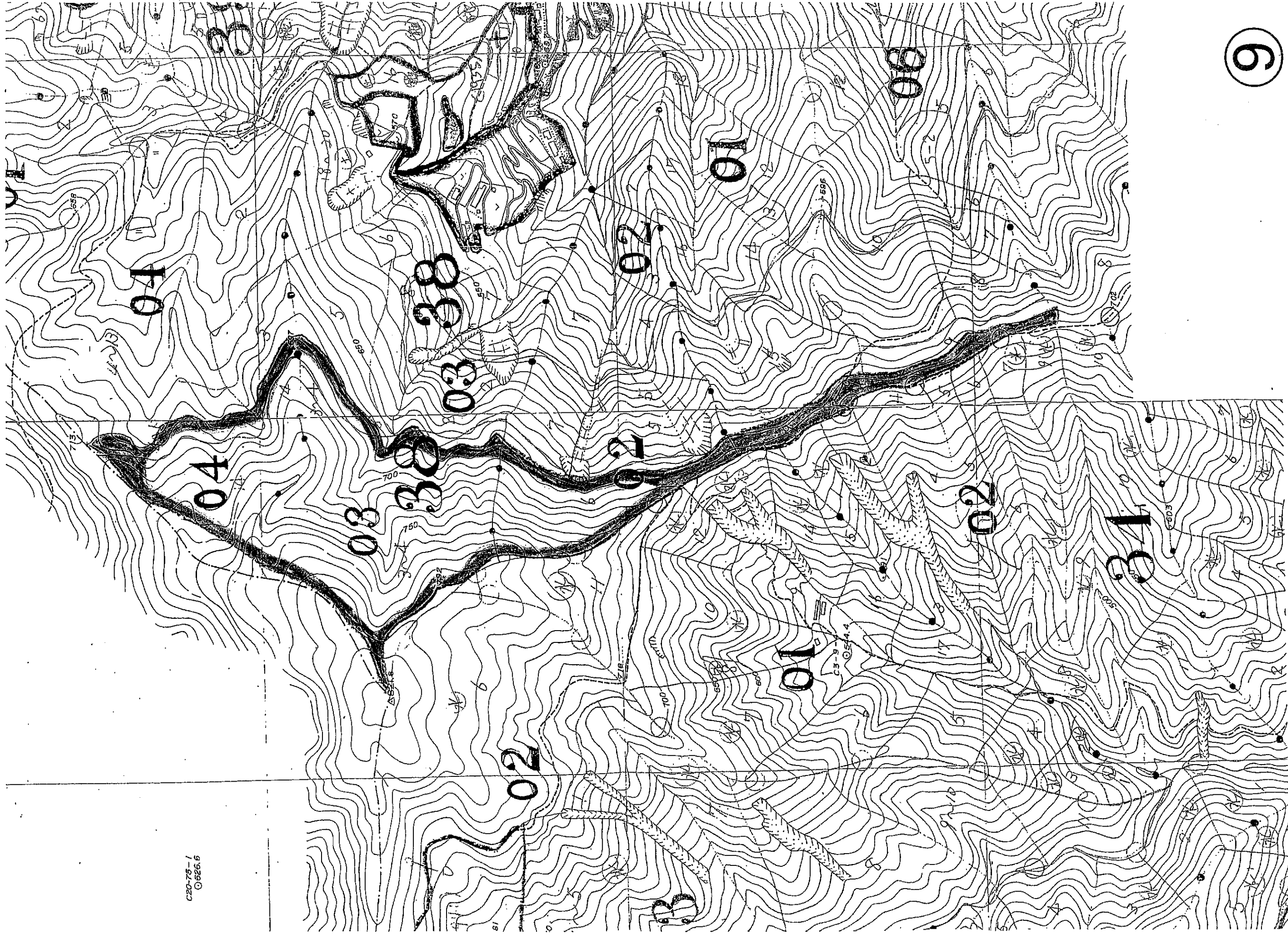
650

715

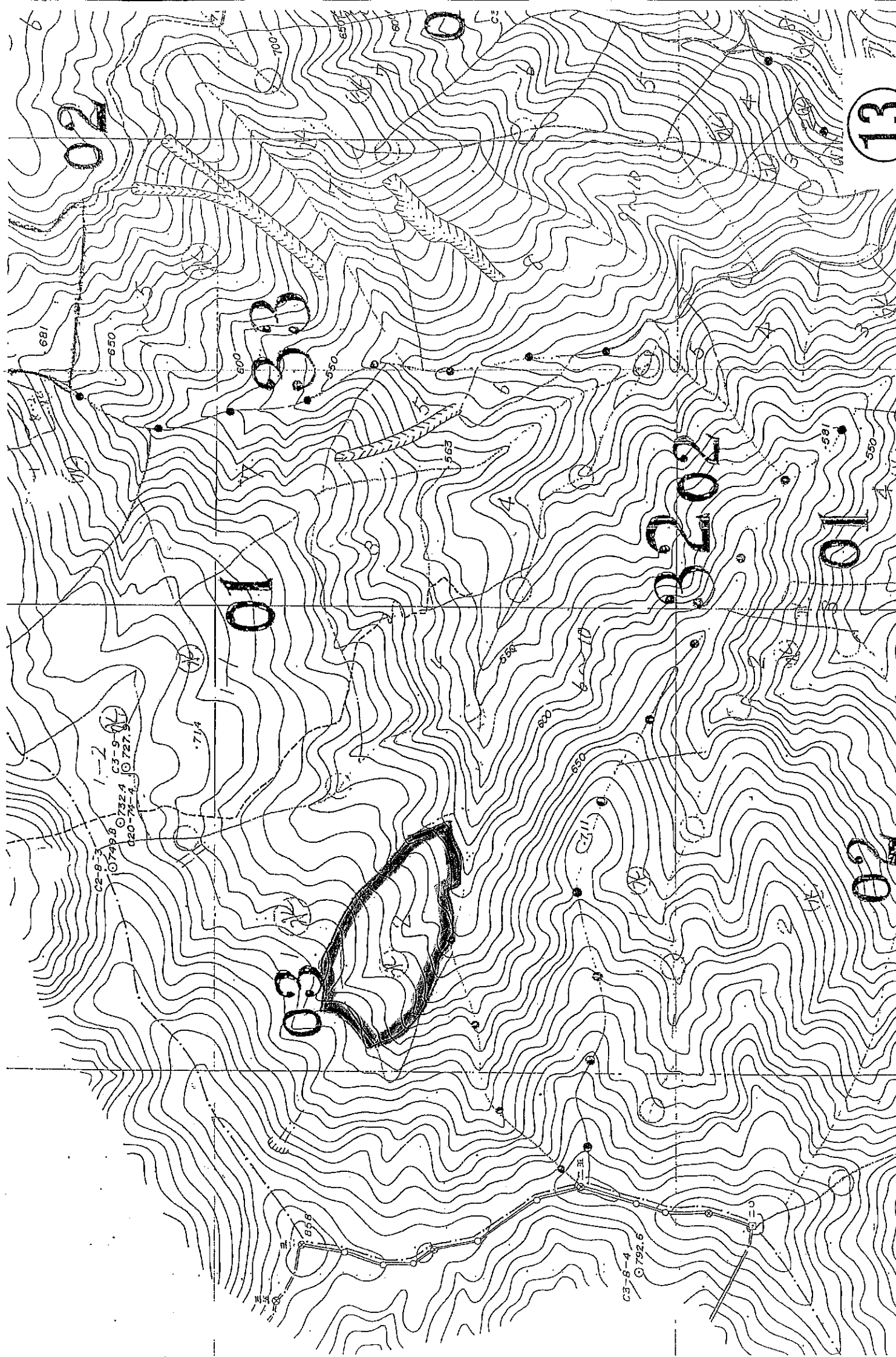
675

705

1000



C20-75-1
0 526.6



02

01

03

0202

01

02

13

1-2
C3-9-9
0732.4
020-74-4
0727.5

C3-6-4
0792.6

C211

714

558

800

650

0

4

2

4

5

9

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

581

550

681

650

600

550

550

563

550

550

550

550

550

550

550

550

550

6

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

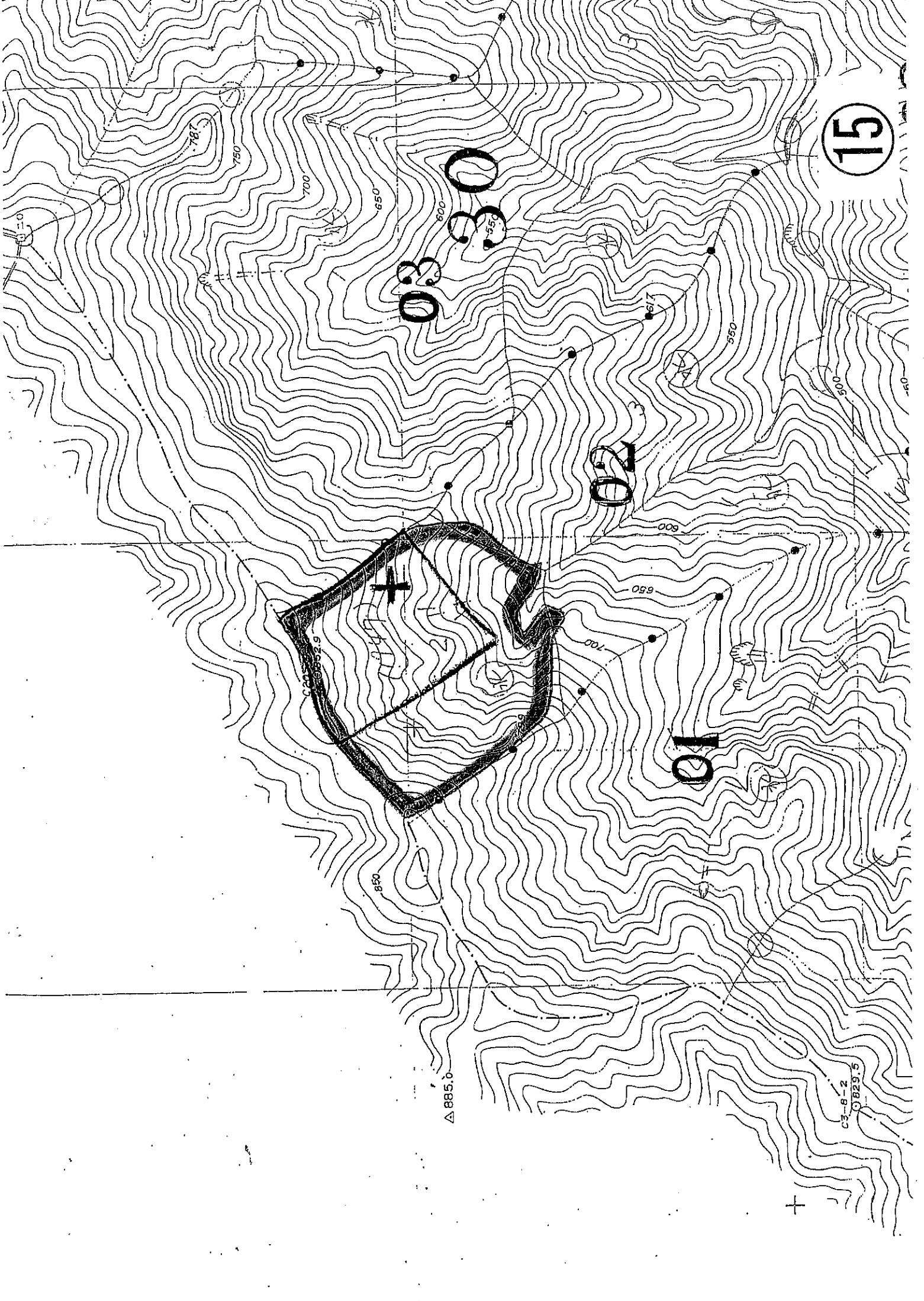
7

7

7

7

7



△ 885.0

C25552.9

C3-8-2
0829.5

030
03

02

01

+